

平成 23 年 1 月 6 日
関東東北産業保安監督部東北支部

鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づく飯豊鉱山からの報告の 受理について

関東東北産業保安監督部東北支部は、飯豊鉱山の鉱業権者であるJFEミネラル株式会社から廃水による鉱害を防止するための措置の実施状況等について鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づく報告を受理しました。

1. 平成 22 年 12 月 7 日、当支部が実施した鉱害等検査（坑廃水）の廃水測定結果において、手ノ子選鉱場からの廃水の水素イオン濃度が排水基準値 5.8 以上 8.6 以下に適合していなかったことに鑑み、飯豊鉱山の鉱業権者であるJFEミネラル株式会社に対し、鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づき、排水基準値超過の原因の究明と対策及び類似施設への水平展開に関する事項の報告を求めていたところ、平成 22 年 12 月 28 日当該報告書の提出があり、内容を審査した結果、適切であるとして受理しました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課

担当者：奈良英明、佐藤雅文

電 話：022-221-4965（直通）